

保安管理業務講習 受講規約

東洋ビルメンテナンス株式会社

2024年3月4日制定

(概要)

- 第1条 本規約は東洋ビルメンテナンス株式会社(以下、「当社」という)が、電気事業法施行規則第五十二条の二第一号の要件等に関する告示(平成十五年経済産業省告示二百四十九号)の第一条第一項第四号に規定する講習を、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(以下「内規」という)の定めに従い、保安管理業務講習を開催するにあたり、受講を希望する者に対して講習の申し込みや実施等における諸条件等を定めるものです。
- 2.本講習を修了することにより、第2種または第3種電気主任技術者免状を取得している方は、上記告示に定められた実務に従事した期間を一律3年以上とすることができます。
 - 3.本規約は対面、オンラインの開催形式を問わず、一律に適用するものと致します。

(受講者の募集)

- 第2条 当社は、経済産業省産業保安グループ電力安全課(以下「電力安全課」という。)の確認を予め受けただうえで保安管理業務講習の日程、科目及び開催場所に加え、当規約、申込方法、注意事項およびその他事項を当社のホームページに掲載します。
- 2.募集の対象は第2種または第3種の電気主任技術者免状の交付を受けている者となります。
 - 3.本講習は当社の東京本社および松戸研修所にて、対面講習の形式により開催します。

(受講申込み)

- 第3条 受講希望者は本規約に同意のうえ、当社ホームページの申込フォームに必要事項を入力の上、期限までに申込みを行うものとします。
- 2.当社は受講を申込んだ方について、その所属等によって受講の許諾を判断することなく公正に取扱います。ただし、定員を超過した場合は実務経験年月数の長い受講希望者を優先して受け付けることがあります。

(受講料)

- 第4条 当社は次の各号に定める受講料を申し受けます。受講料の入金が確認できた場合、当社は受講のお申込みを確定し、受講希望者に受講票を送付します。
- (1)第3種電気主任技術者免状を有している方……………110,000円(税込み)
 - (2)第2種電気主任技術者免状を有している方……………99,000円(税込み)
- 2.申込み受付後、受講料をご請求させていただきます。お申込み頂いたEメールアドレス宛に受講料のお支払い方法について、ご連絡致します。受講希望者は支払い期日までに指定口座へ受講料を振込むものとします。なお、振込手数料は、受講希望者の負担とします。
 - 3.支払期日までに受講料の入金が確認できない場合は、お申込みがなかったものとして取り扱います。

(テキスト)

- 第5条 講習会では以下の各号の市販テキスト等を用いて講義を行います。
- (1)第一種電気工事士筆記試験突破テキスト(オーム社編) 3,080円
 - (2)写真でトライ 自家用電気設備の定期点検(改訂2版)(オーム社) 2,530円
 - (3)自家用電気工作物保安管理規程(JEAC8021-2018)(日本電気協会)第3版 4,950円

- (4)絵とき自家用電気技術者実務知識早わかり(改訂2版)(オーム社) 3,080 円
- (5)完全図解 発電・送配電・屋内配線設備早わかり(改訂2版)(オーム社) 2,420 円
- (6)電気Q&A 電気の基礎(オーム社) 2,640 円
- (7)完全図解 ビル電気設備の基礎知識早わかり(オーム社) 2,640 円
- (8)その他配布教材、レジュメ

- 2.テキストは全て当社にて準備し、貸与致します。テキストは講習開始時に貸与し、終了時に講習会場にて返却頂きます。
- 3.ご自身のテキストを持参されて受講される場合、テキストの貸与は致しません。
- 4.使用するテキストの変更が生じた場合は、当社のホームページにて告知します。

(本人確認)

第6条 受講に際しては受講日ごと、保安管理業務講習の開始前に、受講票及び氏名、住所、生年月日等の記載がある顔写真付きの公的な書類を提示頂くことで本人確認を行います。その際、顔写真付きの公的書類の写しを戴く場合があります。なお、本人確認の顔写真付き公的書類の例は次の各号の通りとします。

- (1)マイナンバーカード
 - (2)運転免許証
 - (3)第一種電気工事士免状 等
- 2.顔写真付きの公的書類をお忘れの場合は、本人確認時に顔写真を撮影し、保安管理業務講習最終日より5営業日以内に顔写真付きの公的書類の写しを送付頂きます。本人確認ができない限り、保安管理業務講習を修了することはできません。
 - 3.受講票は、第3条に基づき申込みを行った受講者本人のみに帰属するものであり、受講者は受講票および当規約に基づく地位を第三者に譲渡、貸与又は担保に供してはならないものとします。

(講師の選定)

第7条 講師は電気主任技術者免状の交付を受けている者であって、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務に従事した期間が、告示第一条第一項第一号から第四号のいずれかに該当する者を選任します。

(受講にあたっての注意事項)

- 第8条 保安管理業務講習を「修了」するためには、保安管理業務講習を受講し(講義終了後の試験に合格することを要しない)、かつ当規約第6条に従い顔写真付きの公的書類の提示を行う必要があります。
- 2.科目ごとに10分以上の遅刻・早退があった場合、その科目は欠席として未受講の扱いとします。
 - 3.当社施設の使用に際しては、保安管理業務講習に関係のない場所への立ち入り資料の取得等は固く禁じます。ご協力頂けない場合、当社施設からの退出をお願いする場合がございます。
 - 4.当社施設内では当社職員の指示に従った行動をお願い致します。
 - 5.保安管理業務講習で用いる教材(テキスト、レジュメその他保安管理業務講習にあたって配布された一切の資料)について、著作権その他知的財産権は当社に帰属します。受講者本人の保安管理業務講習の目的外での使用または複製は禁止します。
 - 6.保安管理業務講習の録音、録画は固く禁じます。
 - 7.保安管理業務講習に起因する受講者の損害は当社の故意または重過失による場合を除き、当社はその責任を負わないものと致します。

(保安全管理業務講習の中止・キャンセル)

第9条 当社は次の各号の場合、保安全管理業務講習を中止またはお断りする場合があります。

- (1) 大規模災害や防疫上の理由により緊急事態宣言等が発令された場合、またはその他の事由により保安全管理業務講習の開催が著しく困難であると当社が判断した場合、保安全管理業務講習を中止することがあります。その場合、すでに振込まれた受講料については、振込手数料を除いた全額を返金致します。
- (2) お申込み内容に不備があり、当社が提示した修正期限までに修正されなかった場合、お申込みが無かったものとして取扱います。その際、受講料請求書は送付致しません。

2. 次の各号の事由により受講または修了できなかった科目については、受講料をお返し致しません。

- (1) 保安全管理業務講習日当日に本人確認ができなかった場合。
- (2) 全部又は一部の科目を欠席した場合。
- (3) その他、受講者による不備、不正その他受講者の責めに帰すべき事由により受講できなかった場合。

3. 受講者からキャンセルのお申出があった場合の対応は、次の各号の通りとします。

- (1) 入金前の場合には受講料の請求を取り下げます。
- (2) 入金後、保安全管理業務講習開始日5営業日前までにキャンセルのお申出があった場合は、振込手数料を除いた全額を返金します。それ以降のキャンセルは受講料の返金はいりません。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の防疫対策上の理由で、保安全管理業務講習開始前までにキャンセルのお申し出があった場合、すでに振込まれた受講料のうち、振込手数料を除いた全額を返金致します。

4. 保安全管理業務講習の中止・キャンセルのお申出により受講者が被った損害について、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

(修了証の再発行)

第10条 当社は受講者から申請があった場合、修了証を再発行します。

2. 再発行できる期限は、修了後5年とします。
3. 再発行は次の各号に該当する場合限り行うものとします。
 - (1) 紛失した場合
 - (2) 損壊した場合
4. 再発行には、手数料として修了証1通につき3,000円に消費税を加算した額を申し受けます。本手数料の振込に要する手数料は受講者の負担とします。
5. 再発行により以前の修了証は失効します。失効した修了証は遅滞なく当社へ返納頂きます。返送頂く際の送料は受講者の負担とします。

(受講記録の保管)

第11条 当社は保安全管理業務講習後5年間、保安全管理業務講習に係る記録を保管致します。

(受講結果の報告)

第12条 当社は内規の定めに従い、電力安全課へ受講者の氏名、生年月日、住所、電気主任技術者の免状の種類と番号、受講者の区分、講習実施機関、受講科目の講習形式、修了日を報告致します。受講者はこれに同意するものとします。

(個人情報の取扱い)

第13条 当社は保安全管理業務講習に係る個人情報を保安全管理業務講習および電力安全課への報告以外の用途には使用しません。

(反社会的勢力の排除)

第 14 条 受講希望者は反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当しないこと、および反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有しないことを表明し、確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用してしていると認められる関係
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
- (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 受講希望者は自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかの行為を行わないことを表明、確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 受講希望者は将来にわたり前二項に該当しないことを表明、確約する。

4. 受講希望者は自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で速やかに不当介入の事実を当社へ報告するものとする。受講希望者は当社が捜査機関へ通報する際に必要な協力を行うものとする。

(当規約の変更)

第 15 条 当規約は民法第 548 条の 4 の規定に基づいて変更される場合があります。この場合、変更後の当規約は変更前より受講を申し込んでいる受講者に対しても適用されるものとします。受講者に適用される条件等は次項に基づき受講者へお知らせした日以降、変更後の当規約を適用するものとします。

2. 当規約を変更しようとする場合、当社は電磁的方法(受講者に電子メールを送信する方法または当社のホームページに掲載する方法等をいう)、その他当社が適切と認める方法により変更の日および変更の内容を受講者へ報知します。

(協 議)

第 16 条 当規約に定めのない事項に関して疑義が生じた場合、当社と受講者との間で誠意をもって協議し、決定するものとします。

(準拠法及び管轄)

第 17 条 当規約は日本法に準拠し、これに従って解釈される。当規約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

当規約は2024年3月4日より適用致します